

支給パターン例（世帯構成別）

※生活保護（生業扶助）受給世帯については、第1子、第2子以降等にかかわらず、高校生等一人あたり、一律、次の金額を支給します。
国公立 32,300円 私立52,600円

●高校生等が一人の場合

例1	 【全日制等】(第1子) 国公立 122,100円 私 立 142,600円	
----	--	--

●高校生等以外に、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されていない兄弟姉妹がいる世帯の場合

例2	 【全日制等】(第1子) 国公立 122,100円 私 立 142,600円	扶養されていない子は、 子の数として算入しません。  扶養されていない
----	--	--

●高校生等が二人以上いる場合

例3	 【全日制等】(第1子) 国公立 122,100円 私 立 142,600円	給付額の増額  【全日制等】(第2子以降) 国公立 143,700円 私 立 152,000円 ・高校生等が双子の場合、兄(姉)を第1子、弟(妹)を第2子としてそれぞれ申請してください。 ・双子に15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の扶養されている兄・姉がいる場合は、例6と同じ。
例4	 【通信制・専攻科】 国公立 50,500円 私 立 52,100円	給付額の増額  【全日制等】(第2子以降) 国公立 143,700円 私 立 152,000円 通信制又は専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生がいる場合には、年齢の順を問わず、通信制又は専攻科以外の高校生等については、第2子以降の金額になります。

●高校生等以外に、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の場合

例5	給付額の増額  【全日制等】(第2子以降) 国公立 143,700円 私 立 152,000円	(第1子:支給なし)  扶養されている
例6	給付額の増額  【全日制等】(第2子以降) 国公立 143,700円 私 立 152,000円	給付額の増額  【全日制等】(第2子以降) 国公立 143,700円 私 立 152,000円 「奨学のための給付金」の対象にはならないが、子の数としては算入します。